

前略

五一五事件を以て赤穂義士の

例と比較するは非常なる失当也。<sup>しつとう</sup>

赤穂の義士は一人の主<sup>しゅ</sup>仇<sup>きゆう</sup>を報する

ことが彼等の行動の全部にして而<sup>しか</sup>

て完全にその目的を達し得たるもの

なれば、死も彼等に思ひ残すことなく、

生も亦<sup>また</sup>彼等に恵むところなかるべし。

五一五の被告は単に一人の主仇が目

的にあらず。一代の危急を救はん

する正大なる報国精神に出づ。もし

義士断罪の筆法を以てすれば彼等が

心置きなくその目的を達し得たる時に於<sup>おい</sup>

て彼等に死を与ふべき也。

日本歴史に於て類例を求むべくば彼等

五一五の行動は赤穂義士よりは藤原

鎌足に比すべきものなり。

蘇我氏の横暴ヲ倒して国家を救はん

が為に 陛下<sup>しせき</sup>咫尺の御前に血を流し

奉りたる藤原鎌足は果して死を与へら

れたりや。彼等に死を与へざるが故に国家

国法の威厳が地に落ちたりしや否や。また

若し当時鎌足等を所謂<sup>いわゆる</sup>法によつて

一網打尽に所断し尽したる時は、  
蘇我一類の悪閥また／＼時を得て  
日本国の歴史測るべからざるものありしや  
論無し。

五一五の被告の行動に対し余輩はもとより同情  
もせず是認もせず。彼等も亦生を貪るの  
心微塵も之れ無かるべしと雖も、情状  
酌量すべき点に於て最大最高の素質  
を有するものなることを信ず。この種の  
犯人に情状酌量の余地なしとすれば  
法は真に死法にして将来の人心に及  
ばず影響怖るべし怖るべし。

陛下咫尺の前に蘇我逆臣の血を流

犬養首相等を蘇我氏に似たりといふにあらず、たゞ時代の邪悪を目的としたる同一也

し奉りたる藤原鎌足等が後年国家  
の棟梁として優遇せらるゝの名実に似

たる寛典を余輩は五一五事件の

被告に対して望むものにあらざれども

単に赤穂義士の例を引いて彼等に

死を与へて晩節を全ふせしめたる所以なり

とし、暗に五一五事件の被告に擬

して断罪を望むが如き言議を為す

者は、無情冷血のみならず世道人心

の賊なることを信ずるもの也。

匆忙筆路晦渋乱雑

恐々謹言

昭和八年九月十二日

中里介山居士

海軍大臣

大角岑生閣下